

病児・病後児保育事業のご案内

～子育て中のご家庭のみなさまへ～

■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです。(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)

■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童
(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、この保育サービスの利用が可能だと医師が認めた児童
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていくべきとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていくべきとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていくべきとき)

■病児・病後児保育所

御坊市湯川町財部728-4
特定・特別医療法人 黎明会 北出病院
「病児保育室ひまわり」
利用時間 平日の午前8時～午後6時
(延長保育は、原則行いません)
休業日 土、日曜日、祝祭日と年末年始
(12月29日～1月3日)
■予約時間 午前8時～午後6時
☎ 24・0144

■定員：6名

少人数制ですので、お預かりできる児童数に限りがあります。事前(前日)にご予約ください。

■ご利用料金

- (1)前年度市町村民税の課税世帯
(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
 - (2)前年度市町村民税の非課税世帯
(1日 1,000円 / 半日 500円)
 - (3)生活保護世帯(全額免除)
- ※半日とは、5時間以内の保育です。

■ご利用の手順

お子さまが発熱など



かかりつけ医を受診



保育所へ予約

- ・入院治療の必要はなく、病児・病後児保育所での保育サービスが可能だと医師が診断。
- ・「医師連絡票」記載してもらい、医師より受け取る。

- ・「医師連絡票」を受け取ると同時に、保育室へ病状を告げて予約(前日)してください。

病児・病後児保育所

北出病院「病児保育室ひまわり」

予約時間：午前8時～午後6時
☎ 24・0144



受け入れOKが出る



※(予約後のキャンセルは、速やかに保育室に連絡してください)

病児・病後児保育所に入所

【当日お持ちいただく物】

- ①医師連絡票 ②利用申請書 ③同意書
 - ④かかりつけ医より処方されたお薬
 - ⑤子ども医療費受給資格証 ⑥健康保険証
 - ⑦母子手帳 ⑧印鑑
 - ⑨着替え、タオル、パジャマなど
 - ⑩粉ミルク、哺乳瓶 ⑪紙おむつ
 - ⑫昼食・おやつなど
- ※昼食・おやつは、お持ちください(原則)。
ただし、ご用意できない場合は、入所時にお申し出ください。実費(前払い)にてご用意いたします。
[昼食…1食205円、おやつ…1回100円]



保育

- ・病児保育中、病状が悪化し必要があれば、保護者へ連絡しご了解いただいたうえで、保険診療を受けていただきます。その際の費用は、別途必要となります。なお緊急時は、事後承諾になることもあります。



お迎え

- ・必ず午後6時までに迎えに来てください。
- ・利用当日分のお支払いをお願いします。

お問い合わせ/住民福祉課(☎63・3800)

おめでとうございます

▼国民年金の加入は 20歳から

20歳になつたら厚生年金や共済組合などに加入している人は、国民年金の加入届け（国民年金資格取得届の提出）をしてください。

▼保険料納付は 便利な口座振替を!!

▼国民年金（基礎年金）には
3つのメリット

①老後を支えます

②病気やけがで障害の状態になつたときに支えます

③加入者が亡くなつたとき、子のある配偶者、子を支えます

老齢基礎年金

遺族基礎年金

▼保険料を 納められないとき

申請免除制度・若年者納付猶予・学生納付特例制度があります。本人の届け出後、審査により決定されますので、必ず所

その他の手続等について詳しく述べます。

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。詳しくは、国民年金基金（フリーダイヤル0120・65・4192）まで。

得の申告をしてください。
手続きをせず保険料を未納のままにすると、将来年金を受給できなくなる場合があります。

▼世代と世代の 支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

▼国民年金基金



※テレビ和歌山の場合



◆総務省 和歌山県
地デジ全般のお問い合わせ
電話番号：073-403-4141

◆和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課
住所：和歌山市小松原通1丁目1 / 電話番号：073-432-4111(代)
URL：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>



あんぜん情報 24 時
のお問い合わせ